

# 生活保護の相談をされる方へ

＜お持ちいただくもの＞ ※不足があっても申請は可能です。

(その場合、申請後に必要となる場合があります。)

- 判子 (シャチハタなどゴム製のものは不可) (世帯の中に異なる名字の方がいる場合と受給を希望する方のご家族が申請する場合は、それぞれの判子もお持ちください。)
- マイナンバーカード (個人番号カード) または 通知カード
- 給料明細書 (働く全ての方の直近4か月分をお持ちください。)
- 年金や手当などに関する書類
  - ・ 年金・恩給の証書、年金振込通知書 (見開きのハガキなど)、年金手帳、年金定期便
  - ・ 児童手当認定通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
  - ・ 雇用保険受給資格者証、傷病手当支給決定通知書
- 家族全員の銀行の通帳 (ネット銀行は残高が確認できるもの) (ゆうちょ銀行も含む。  
**※必ず記帳して、最新の残高が分かるようにしてください。**  
**※直近で更新した場合は旧通帳もお持ちください。**)
- 生命保険・共済保険・冠婚葬祭互助会・学資保険などの証書
- 運転免許証、車検証、保険証書 (自賠責・任意)
- 土地・家屋などの登記書類 (権利書・登記簿謄本)、固定資産税納税通知書など
- 借金のある方は、その関係書類、債務整理関係書類 (自己破産・任意整理)
- 各種健康保険証 (国保・社保・後期高齢者・ひとり親医療・重度心身障がい者医療・自立支援医療・特定医療費【指定難病】など)・限度額適用認定証・介護保険被保険者証
- 身障手帳、精神手帳、療育手帳、母子手帳など各種手帳
- お住まいの賃貸借契約書、家賃の領収書
- 高校生以上の生徒や学生がいる場合は、生徒手帳または学生証、奨学金・就学資金貸与関係書類